

# 日本国環境省及び中華人民共和国生態環境部による 大気環境改善のための研究とモデル事業の 協力実施に関する覚書

中川雅治・日本国環境大臣及び李幹傑・中華人民共和国生態環境部長は、2018年6月23日に、中国の蘇州で会談を行った。日本国環境省及び中華人民共和国生態環境部（以下「双方」という。）は、友好的な雰囲気の中で、2014年から双方間で進められている、大気環境改善のための日本と中国の都市間の連携協力及び中国のモデル都市における双方の協力が中国における大気環境の改善に貢献してきたことを評価し、中国及びアジア地域における大気環境改善のための双方の協力を更に強化していくことにつき、以下のとおり一致した。

- 一、双方は、大気環境の改善が中華人民共和国の「青空保護勝利戦3年計画」における重要な内容であることを認識した。このため、双方は、能力構築や人材育成等を通じ、日本の都市が有する知見やノウハウを参考にしつつ、中華人民共和国の大気環境改善に具体的に資する研究とモデル事業（以下「大気環境改善事業」という。）を協力して実施する。
- 二、双方は、中華人民共和国生態環境部が組織改編に伴い、従来の業務に加え、気候変動への対応といった新たな職能を担うことを認識し、大気汚染物質の削減が温室効果ガスにもコベネフィット効果を有することを鑑み、低炭素都市に関する協力も同時に展開する。
- 三、双方は、中華人民共和国生態環境部日中友好環境保全センターが、大気環境の改善を始めとする日中の環境協力において重要な役割を果たしてきたことを評価し、同センターを通じた協力を継続するとともに、大気環境改善事業の指導、調整、取りまとめ及び評価を行う有効な仕組みを構築する。

四、 大気環境改善事業は、微小粒子状物質（PM2.5）や対流圏オゾン等の汚染が著しい典型的な都市を対象に、技術、経済、政策、環境効果等の面から、現地の大気汚染物質削減に係る計画・立案を評価及び十全なものとし、それを踏まえ、モデル事業を実施する。また、必要に応じて、双方それぞれの所掌事務及び利用可能な予算の範囲内で能力構築に資するためのセミナー、研修等を実施する。

五、 双方は、2017年12月に開催された第3回国連環境総会（UNEA3）の決議において示されているとおり、大気汚染は持続可能な開発のために国際的に解決すべき問題であること及び特にアジア地域において解決すべき喫緊の問題であることを認識し、双方の協力において得られた経験及び成果のアジア地域への普及を協力して実施する。

六、 双方は、産業界の関係者及び開発支援機関が大気環境の改善のための事業へ参加すること並びに二国間協力を踏まえたプロジェクトを検討・開発することを奨励する。

七、 双方は、大気環境の改善のための協力に係る技術交流及び技術移転を実施する中で、知的財産権の保護を重視すべきことについて一致した。

八、 この覚書は、署名の日から開始し、実施期間は3年間とする。

九、 その他の事項については、双方の関係機関間の協議によって決定する。

本覚書は、2018年6月23日に、蘇州で署名され、日本語及び中国語により、それぞれ二通を作成した。

日本国環境省

中華人民共和国生態環境部

.....